

## ご利用方法

### 1 協会 (JLGA) にご連絡ください。折り返しご連絡差し上げます。

お問い合わせフォームよりお問い合わせください。

ケース 1 パートナーとして認めてもらう為、勤務先に提出したい

ケース 2 今後の人生設計を立てたら、公正証書として正式に記したくなった

ケース 3 公正証書を作る事は決めていたが、どこに聞いていかわからなかった

「公正証書」は、例えば渋谷区の「パートナーシップ条例」で渋谷区に提出する書類になります。

保険受取人指定の際にも使う事があります。

そもそも公正証書とは、法律の専門家である公証人が公証人法・民法などの法律に従って作成する公文書の事です。

公文書ですから高い証明力があり、より安心なものになります。

※説明の際、契約の際など、協会スタッフが同席する事も可能です。その際は有料となります。

協会のパートナーさんはセクシャルマイノリティ (LGBT) の勉強を一定以上行っております。

パートナーさんを利用して何かございましたら協会にご連絡ください。

